

○農林水産省令第五十六号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年十月九日

農林水産大臣 大原 一三

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「、玉島港」を削る。

附 則

この省令は、平成八年十月十五日から施行する。